

【添付資料】 倫理・コンプライアンス規程類の策定について

2016年5月19日(木) 理事会添付資料

Japan Football Association



1. 要点

〔本日起案するもの〕

当初計画をしていた倫理・コンプライアンス分野における大方針のみとする。

※JFAの問題意識、意欲に加え、スポーツインテグリティが危ぶまれる昨今の状況も踏まえ、倫理・コンプライアンス方針のみ策定する。JFA内部、国内サッカー界関係者への働きかけを開始する。

〔議案提出を見送り、6月以降に再度起案をするもの〕

「倫理規程」の策定

⇒「倫理」に関する規定をしたいのか、規範を広い対象に周知、啓発を行なうことを主眼とするか等

※JFAリフォーム活動の再検証、議論を開始する中で新たに「倫理規程」を策定することが、現行規程との不整合を行なう可能性等を考慮し、「倫理規程」については事務局にて持ち越し協議をさせていただくこととなりました。

2. ガバナンス・コンプライアンス推進取り組み経緯

2015年度期中全体 JFAリフォーム活動にコンプライアンス推進分野を追加

※外部調査・検証等を予算化し、本取り組みについて着手を開始

2016年1月度理事会 「監査・コンプライアンス委員会」新設を承認

※FIFA委員会体制に準拠するもの

※重ねて、2015年9月～2015年12月にかけて事務局にて実施した外部委託先による調査結果概要を共有

2016年3月度理事会 「監事」の決定および「監査・コンプライアンス委員会 委員長」の承認

2016年4月度理事会 「監査・コンプライアンス委員会 副委員長・委員」の承認

2016年5月度理事会 「倫理・コンプライアンス方針」の起案 **※本日**

※補足説明※

これまで事務局では、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社と契約を行い、同グループ法人である有限責任監査法人トーマツのメンバーも加え、本協会のガバナンス整備状況、コンプライアンス推進状況を確認してまいりました。

その結果、以下の2点について懸念があることから重点的に取り組みを進めることいたしました。

①**重要事項が規定されていない。規程が未整備である。**

法人法およびその模範となる公益法人協会の提示規程に準拠し、規程の有無・不備等を確認

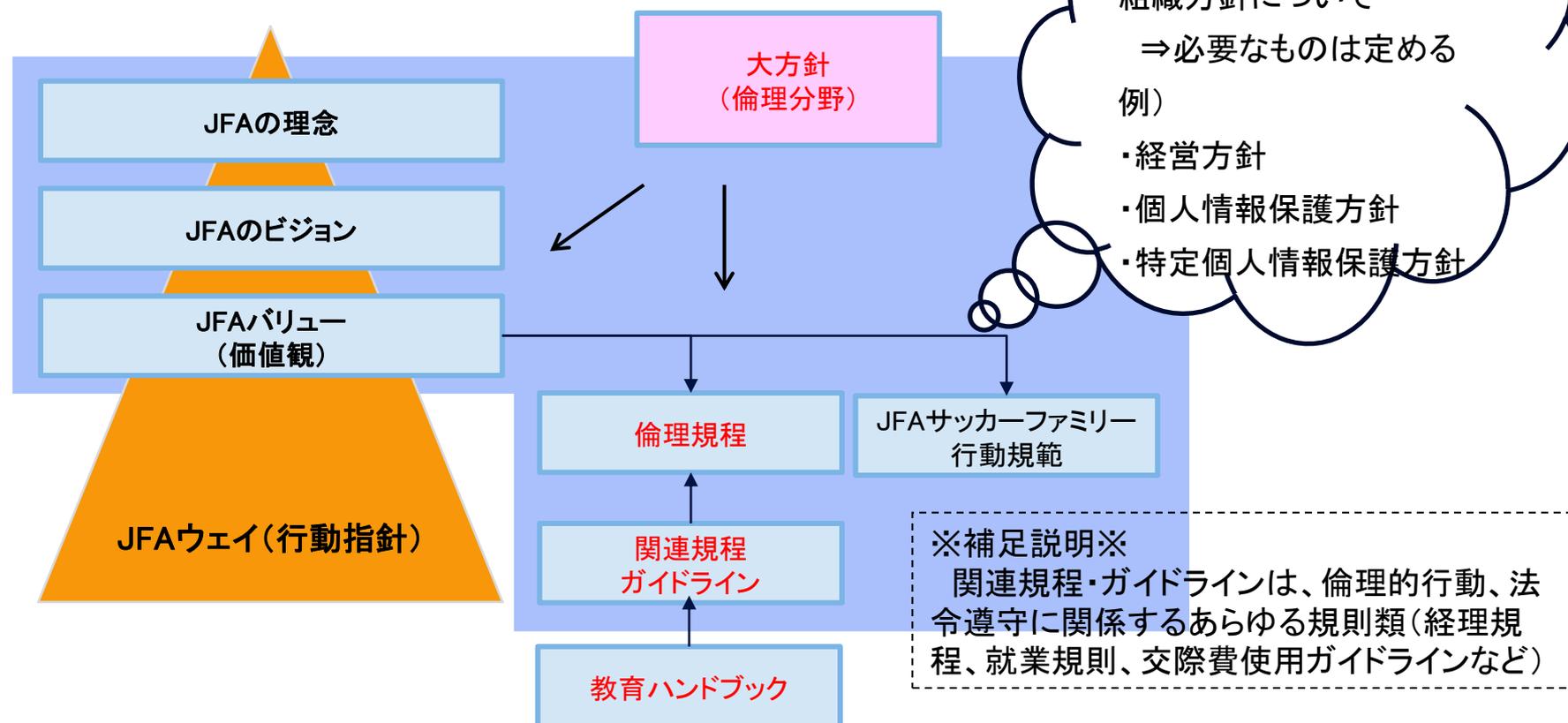
②**組織風土/規程作成・教育啓発/コミュニケーション/チェック体制について未整備な点がある。**

上記資料提出に加え、理事・委員・事務局部長/室長職へのインタビュー、プロジェクトメンバーとの会議実施

3. 組織の軸となる方針・重要規程の整備を行なう

2016年度以降、監査・コンプライアンス委員会の設置と並行し
JFAのガバナンス・コンプライアンスに関する大前提となる考え方を定義したい。

仮称「倫理・コンプライアンス方針」の策定から行なう。



4. 教育展開のイメージ

〔計画案〕

大方針策定 ⇒ 規程整備 ⇒ 教育ハンドブック準備 ⇒ 教育・啓発 ⇒ 実践
(倫理規程/関連規程・ガイドライン)

DRAFT

倫理規程:前文

倫理・コンプライアンス方針

公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)は、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発展と社会の発展に貢献するという大きな社会的責任を負っている。

そして、オープンかつ誠実な姿勢で公正を貫く「フェア」な精神をもとに、失敗や困難に立ち向かう「チャレンジ」を続け、そして、これらすべての根幹に「リスペクト」の心をもって、サッカーの強化・普及を行っていくことを目指している。

これを実現するためには、サッカーに関わる人々が、メディアやファンといった様々な利害関係者からの期待に応え、法令違反や不祥事を起こさないよう、倫理・コンプライアンスを意識した行動を実践する必要がある。

このため倫理・コンプライアンスを「法規範や内部規範の遵守はもとより、社会通念や道徳など、社会から求められるより高いレベルの倫理規範を遵守し、誠実かつ公平・公正な行動を実践すること」と捉える。

このような認識のもと、サッカー界に関わる一人一人が、高い倫理観と責任感を持って行動し、サッカーの強化・普及という社会的使命と責任を果たしていく。この倫理規程を制定し、遵守するものとする。

6

JFA コンプライアンス・ハンドブック

2030年組織基盤「世界トップ3」のスポーツ団体の実現に向けて



公益財団法人 日本サッカー協会

DRAFT

4. ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力等のあらゆる形でのハラスメントを絶対に行ってはならない。

遵守ガイドライン

1. 暴力的行為、言葉による皮肉、からかい、侮辱など、言動のみならず、振る舞い、しぐさなどあらゆる形のハラスメントとなる行為を行ってはなりません。
2. ハラスメントになるか否かは相手の受け止め方によるところが大きく、相手の人格を尊重し、自分の言葉や態度に対して相手がどう感じるかを常に意識して行動してください。



12

5. スケジュール

早期に倫理規程を起案の予定でしたが、新体制による検証等を踏まえ、取り組み等を微修正を行いながら進めることとなりました。

